

松本市告示第494号

松本市特定プラスチック転換支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年8月9日

松本市長 臥雲 義尚

松本市特定プラスチック転換支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、プラスチックごみの排出抑制及び市全体のプラスチック削減意識の醸成を図るため、市内の事業者が、商品やサービスの提供に併せて顧客に無償で提供するプラスチック使用製品をプラスチック代替製品へ転換する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) プラスチック使用製品 次に掲げる特定プラスチック使用製品（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令（令和4年政令第25号）第5条に規定する特定プラスチック製品をいう。）をいう。

ア フォーク

イ スプーン

ウ テーブルナイフ

エ マドラー

オ 飲料用ストロー

カ ヘアブラシ

キ くし

ク かみそり

ケ シャワーキャップ

コ 歯ブラシ

サ 衣類用ハンガー

シ 衣類用カバー

(2) プラスチック代替製品 次に掲げるものをいう。

- ア 一般社団法人日本有機資源協会のバイオマスマーク認定商品であって、当該協会が定めるバイオマス度が25パーセント以上のもの
- イ 日本バイオプラスチック協会のバイオマスプラマーク取得商品
- ウ 紙、木等を主たる素材とする製品
- エ アからウまでに類する製品として市長が認めるもの

(3) まつもとエコ旅宣言 松本市内ホテル旅館組合連合会、一般社団法人松本市アルプス山岳郷及び市が、地域全体で使い捨てプラスチックに頼らない観光地となるよう取り組んでいくことを、令和4年11月14日に宣言したものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に事業所を置く事業者であって、次の各号のいずれかに該当する者
 - ア まつもとエコ旅宣言の発出団体に加盟している宿泊事業者（以下「加盟宿泊事業者」という。）
 - イ 各種商品小売業、飲食料品小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業又は洗濯業のいずれかの事業を営んでいる者（以下「その他の事業者」という。）
- (2) 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でない者
- (3) 市税の滞納がない者

(補助対象事業等)

第4条 この要綱において補助対象となる事業は、商品やサービスの提供に併せて顧客に無償で提供するプラスチック使用製品をプラスチック代替製品に新たに転換する事業（プラスチック代替製品を、更なるプラスチックの削減につながる製品に転換するものを含む。以下「補助対象事業」という。）とする。

2 補助対象者は、補助対象事業によりプラスチックごみの排出抑制に取り組んでいることについて、店頭での掲示、自社のホームページでの発信その他適切な方法で周知しなければならない。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助対象事業に係る転換後の製品の購入に要する経費と転換前の製品の購入に要する経費の差額とする。

2 補助対象経費の算定に用いる品目ごとの数量は、1年間の使用量を見込んだ

数量を超えてはならないものとする。

3 次に掲げる費用は、補助対象経費としない。

- (1) 交付決定日より前に購入したプラスチック代替製品の購入に係るもの
- (2) プラスチック代替製品の購入に係る送料、振込手数料等の間接経費
(補助金の額及び補助限度額)

第6条 補助金額は補助対象経費の全額とし、補助限度額は次の各号に掲げる補助対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 加盟宿泊事業者 施設の定員数により、次のとおりとする。
 - ア 20人以下 5万円
 - イ 21人以上50人以下 10万円
 - ウ 51人以上 15万円
- (2) その他の事業者 5万円
(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業に着手する前に、松本市特定プラスチック転換支援補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 宣誓・同意書（様式第3号）
- (3) 転換前のプラスチック使用製品の直近の購入に係る納品書又は領収書等の写し（製品及び単価が分かるもの）
- (4) 転換後のプラスチック代替製品の購入に係る見積書等の写し（製品及び単価が分かるもの）
- (5) 旅館業営業許可申請書の写しその他の施設の定員数が分かる書類（申請者が加盟宿泊事業者の場合に限る。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 同一申請者は、同一年度内における補助金の合計額が、前条各号に掲げる補助限度額に達するまで交付申請できるものとする。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の交付申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、松本市特定プラスチック転換支援補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定の通知を受けた後、第7条第1項の規定による申請の内容を変更し、又は中止しようとするときは、松本市特定プラスチック転換支援補助金変更・中止承認申請書（様式第5号。以下「変更等承認申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業の内容に係る軽微な変更については、この限りでない。

（変更後の交付決定）

第10条 市長は、前条の変更等承認申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、松本市特定プラスチック転換支援補助金変更・中止承認決定書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第11条 規則第7条に規定する取下げは、第8条又は前条の規定による通知が到達した日から7日以内に行わなければならない。

（実績報告）

第12条 交付決定者は、プラスチック代替製品の納品及び支払が完了した日の翌日から起算して30日以内又は交付決定日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、松本市特定プラスチック転換支援補助金実績報告書（様式第7号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第8号）
- (2) 転換後のプラスチック代替製品の購入に係る領収書等の写し
- (3) 購入したプラスチック代替製品の写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第13条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、松本市特定プラスチック転換支援補助金確定通知書（様式第9号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定及び補助金の交付額の確定を受けたとき。
- (2) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が不相当と認める行為があったとき。

2 前項の規定により補助金の返還を命ぜられた交付決定者は、市長が定める期限までに当該補助金を返還しなければならない。

(関係書類の整備)

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る書類を、補助金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

松本市特定プラスチック転換支援補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）松本市長

〒

所在地

名称

代表者の職・氏名

松本市特定プラスチック転換支援補助金交付要綱第7条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて提出します。

記

申請者の業種 ※ 宿泊業の場合は、施設の定員数も記載してください。	<input type="checkbox"/> 宿泊業（定員数___名） <input type="checkbox"/> 各種商品小売業 <input type="checkbox"/> 飲食料品小売業 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 持ち帰り・配達飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 洗濯業
補助対象事業の内容	事業計画書のとおり
交付申請額* ¹	円
担当者連絡先	氏名： 電話： メールアドレス：

*1 事業計画書（様式第2号）の補助対象経費の合計額又は第6条各号の補助限度額のいずれか低い方の額を記載してください。

（添付書類）

- 1 事業計画書（様式第2号）
- 2 宣誓・同意書（様式第3号）
- 3 転換前のプラスチック使用製品の直近の購入に係る納品書又は領収書等の写し（製品及び単価が分かるもの）
- 4 転換後のプラスチック代替製品の購入に係る見積書等の写し（製品及び単価が分かるもの）
- 5 旅館業営業許可申請書の写しその他の施設の定員数が分かる書類（申請者が加盟宿泊事業者の場合に限る。）
- 6 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

事業計画書

1 転換する製品の内容

番号	品目名	転換前のプラスチック使用製品等の製品名	転換後のプラスチック代替製品	
			製品名、型番、素材等	代替素材の配合率
1				
2				
3				
4				
5				

※ 品目数に合わせて、適宜行を追加又は削除してください。

※ 品目名は、要綱第2条に規定するプラスチック使用製品を記載してください。

2 事業費

番号	単価（税抜き）			（エ）転換後の代替製品の購入数量	補助対象経費【（ウ）×（エ）】
	（ア）転換前のプラスチック使用製品	（イ）転換後のプラスチック代替製品	（ウ）差額【（イ）－（ア）】		
1					
2					
3					
4					
5					
				（オ）小計	
				消費税【（オ）×10%】	
				合計	

※ 品目数に合わせて、適宜行を追加又は削除してください。

※ 製品の番号は、「1 転換する製品の内容」の番号と合わせてください。

※ 単価に小数第三位以下がある場合はそれを切り捨て、小数第二位までとしてください。

※ 複数品目でまとめて単価が設定されている場合は、1セットとして一行に記載してください。

※ 転換後の代替製品の購入数量は、最大で1年間の使用量を見込んだ数量とします。

※ 補助対象経費に小数点以下がある場合は、それを切り捨ててください。

3 その他

代替製品の購入数量の根拠	
補助対象事業を実施していることについての周知の方法	<input type="checkbox"/> 店頭での掲示 <input type="checkbox"/> ホームページ、SNSでの発信 <input type="checkbox"/> その他（ ）

様式第3号（第7条関係）

宣誓・同意書

松本市特定プラスチック転換支援補助金交付要綱（以下この様式において「本要綱」という。）に基づき、次の1から5までのいずれも宣誓し、次の6から9までのいずれも同意します。また、虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合は、松本市特定プラスチック転換支援補助金（以下この様式において「補助金」という。）の申請を取り下げ、既に補助金の交付を受けていた場合は、補助金を返還します。

- 1 本要綱の規定による補助金の交付要件を満たしていること。
- 2 本要綱第7条に規定する提出書類の内容に虚偽のないこと。
- 3 松本市暴力団排除条例(平成24年条例第3号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者を社員等構成員としない事業者等であること。
- 4 補助対象事業によりプラスチックごみの排出抑制に取り組んでいることについての周知を、購入したプラスチック代替製品の使用期間中は継続すること。
- 5 補助金の交付を受けた後も、プラスチック代替製品の購入を継続する意思があること。
- 6 松本市が補助金の申請に際して得た個人情報について、統計分析、経営支援及び技術支援等各種事業案内並びにアンケート調査依頼等に使用する場合があること。
- 7 松本市が補助金の成果等に関するアンケート調査を依頼した場合は、積極的に協力すること。
- 8 補助金の交付対象者名称及び補助対象事業の内容について、公表する場合があること。
- 9 松本市が申請者の税情報を閲覧すること。

年 月 日

名 称

代表者名

様式第4号（第8条関係）

松本市特定プラスチック転換支援補助金交付決定通知書

指令第 号
年 月 日

様

松本市長

年 月 日付けで申請のあった松本市特定プラスチック転換支援補助金については、下記のとおり決定しましたので、松本市特定プラスチック転換支援補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 交付決定額

金 円

2 交付条件等

- (1) 申請の内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けてください。
- (2) プラスチック代替製品の納品及び支払が完了した日の翌日から起算して30日以内又は交付決定日が属する年度の3月31日のいずれか早い日まで、実績報告書を提出してください。
- (3) その他、松本市補助金交付規則及びこの要綱に定める規定を順守してください。

様式第5号（第9条関係）

松本市特定プラスチック転換支援補助金変更・中止承認申請書

年 月 日

（宛先）松本市長

〒

所在地

名称

代表者の職・氏名

年 月 日付け 指令第 号で交付決定のありました松本市特定プラスチック転換支援補助金について、下記のとおり変更・中止したいので、松本市特定プラスチック転換支援補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

1 変更・中止の内容

2 変更・中止の理由

3 補助対象経費の変更及びそれに伴う交付申請額の変更（変更の場合のみ）

	変更前	変更後
補助対象経費の合計額		
交付申請額		

※ 詳細に記載し、変更の場合は事業計画書（様式第2号）及びその内容を証する書類を添付すること。

様式第6号（第10条関係）

松本市特定プラスチック転換支援補助金変更・中止承認決定書

指令第 号
年 月 日

様

松本市長

年 月 日付けで申請のあった松本市特定プラスチック転換支援補助金の変更・中止については、松本市特定プラスチック転換支援補助金交付要綱第10条の規定により、承認します。（なお、交付決定額 円を 円に変更します。）

様式第7号（第12条関係）

松本市特定プラスチック転換支援補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）松本市長

〒

所在地

名称

代表者職・氏名

補助対象事業を下記のとおり実施しましたので、松本市特定プラスチック転換支援補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

申請者の業種 ※ 宿泊業の場合は、施設の定員数も記載してください。	<input type="checkbox"/> 宿泊業（定員数___名） <input type="checkbox"/> 各種商品小売業 <input type="checkbox"/> 飲食料品小売業 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 持ち帰り・配達飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 洗濯業
補助対象事業の内容	事業実績書のとおり
実績報告額* ¹	円
担当者連絡先	氏名： 電話： メールアドレス：

*1 事業実績書（様式第8号）の補助対象経費の合計額又は交付決定額のいずれか低い方の額を記載してください。

（添付書類）

- 1 事業実績書（様式第8号）
- 2 転換後のプラスチック代替製品の購入に係る領収書等の写し
- 3 購入したプラスチック代替製品の写真
- 4 その他市長が必要と認める書類

様式第9号（第13条関係）

松本市特定プラスチック転換支援補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

松本市長

年 月 日付けで実績報告のあった松本市特定プラスチック転換支援補助金については、下記のとおり確定しましたので、松本市特定プラスチック転換支援補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

記

補助金確定額
金 円